

(別紙様式1)

令和8年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務請負条件

令和8年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務については、外来哺乳類の効率的な捕獲や、保全対象となる在来生物への影響について把握するために、外来生物の防除に精通しているとともに、奄美群島の在来種を中心とした生物の分類や生態について高い専門性が必要となる。また、遺漏なく業務を遂行するためには過去の対策事業の詳細や経緯について十分理解している必要がある。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ① 本業務従事予定者のうち1人以上が生物分類技能検定動物部門（2級以上）の資格を有していることが確認できる書類。
- ② 奄美群島におけるノネコ対策事業、またはそれに類する事業に関する業務の実績が確認できる書類（契約書の写し及び当該業務内容が分かる報告書の写し等）。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
入札説明書7.（1）のとおり
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書4. に同じ
- ③ 提出部数
2部
- ④ 提出方法
入札説明書7. のとおり
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
 - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
 - オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

入札説明書7.（4）のとおり

(別添様式)

令和 8 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州環境局沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

令和 8 年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 本業務従事予定者のうち 1 人以上が生物分類技能検定動物部門（2 級以上）の資格を有していることが確認できる書類。
- ② 奄美群島におけるノネコ対策事業、またはそれに類する事業に関する業務の実績が確認できる書類（契約書の写し及び当該業務内容が分かる報告書の写し等）。

(担当者等連絡先)

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L:

E-mail: